

平成25年7月31日

各 位

会 社 名 フクダ電子株式会社（コード6960）  
代表者名 代表取締役社長 白井 大治郎  
問合せ先  
役職・氏名 専務取締役 藤原 潤三  
電 話 03-5684-1558

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成25年7月31日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、かねてより、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策として位置づけ、必要な内部留保を保ちつつ、安定的かつ継続的に成果配分を実施することを基本方針と定めております。

また、経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とし、資本効率の向上と株主の皆様への利益還元を目的として、適宜、自社株式の取得を検討し、取締役会の決議に基づき、実施してまいりました。

かかる方針の下、当社の第2位の大株主でありかつ主要株主である東京エンタープライズ株式会社（以下「東京エンタープライズ」といいます。本日現在の保有株式数1,566,354株。発行済株式総数（19,588,000株）に対する割合8.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する比率の計算において同じ。））より、平成25年6月中旬頃、相続対策の一環としてその保有する株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。東京エンタープライズは、当社取締役会長である福田孝太郎氏及びその近親者が議決権の70.26%を直接保有する会社であります。

注) 東京エンタープライズは、本書提出日現在、当社の総株主の議決権の数（155,059個）に対して10.10%（小数点以下第三位を四捨五入）の議決権（15,663個）を保有し、当社の主要株主に該当しております。

これを受け、当社としては、一時的にまとまった株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響を考慮し、また、安定的な株主構成の維持の観点から、取引先等の第三者による買い受けの可能性や当社が自己株式として買い受けることについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が東京エンタープライズ保有株式を自己株式として取得することは、①当社の経営の安定性並びに独立性を確保することに繋がるものであり、②当社の1株当たり当期純利益（EPS）や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与するもので、ひいては株主の皆様に対する利益還元に繋がるものと判断いたしました。

また、当社が平成25年6月27日に提出した第66期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の当社の連結貸借対照表における当社連結ベースの手元流動性（現預金）は約242億円であり、本公開買付けの買付資金として約112億円を充当した後も、十分な手元流動性が確保できるため、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財政状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致するものであり、当社の安定的な

株主構成の維持に繋がるものと判断いたしました。

なお、自己株式の具体的な取得方法としましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を引き続き保有する株主様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記を受け、当社は、平成25年7月下旬に、東京エンタープライズに対して、市場価格に対して一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合における応募の可否を打診したところ、その保有する当社普通株式1,566,354株（発行済株式総数に対する割合8.00%）の全部について応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成25年7月31日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、当社取締役会長である福田孝太郎は、東京エンタープライズの大株主であり、利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、当社の立場において東京エンタープライズとの事前の協議及び交渉には参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加していません。

さらに、本公開買付けは、東京エンタープライズ以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、3,000,000株（発行済株式総数に対する割合15.32%）を買付予定数の上限としております。

当社は、東京エンタープライズから平成25年7月31日付で、その保有する当社普通株式1,566,354株（発行済株式総数に対する割合8.00%）の全部を本公開買付けに応募する旨の同意書を得ております。

なお、東京エンタープライズは、本書提出日現在、当社の主要株主に該当しておりますが、本公開買付けに係る応募がなされた場合、当社の主要株主に該当しないこととなり、主要株主の異動が生じる予定です。

また、本公開買付けの買付予定株数を超える応募があった場合、当社が保有する自己株式数は最大7,119,168株（発行済株式総数に対する割合36.34%）となりますが、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方法については、現時点では未定であり、具体的に決定した場合は速やかに開示いたします。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	3,000,100株（上限）	11,250,375,000円（上限）

(注1) 発行済株式総数 19,588,000株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 15.32%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注3) 取得する期間 平成25年8月1日（木曜日）から平成25年9月30日（月曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

① 取締役会決議	平成25年7月31日（水曜日）
----------	-----------------

② 公開買付開始公告日	平成25年8月1日（木曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス（ <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
③ 公開買付届出書提出日	平成25年8月1日（木曜日）
④ 買付け等の期間	平成25年8月1日（木曜日）から 平成25年8月28日（水曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金3,750円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が一般に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、本公開買付価格の決定に際して、基礎となる当社普通株式の適正な時価として、市場価格の変動を考慮し、過去の一定期間における株価の推移を勘案のうえで、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）ジャスダック市場における、本公開買付の実施を決議した取締役会の開催日である平成25年7月31日の前営業日（平成25年7月30日）の当社普通株式の終値3,955円、直近1カ月間（平成25年7月1日から平成25年7月30日まで）における当社普通株式の終値平均値3,875円（円未満切捨。以下、終値平均値の計算において同じとします。）、及び直近3カ月間（平成25年5月1日から平成25年7月30日まで）における当社普通株式の終値平均値3,854円を参考にいたしました。

一方で、当社普通株式を引き続き保有する株主様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記を受け、当社は、平成25年7月下旬に、東京エンタープライズに対して、市場価格に対して一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付を実施した場合における応募の可否を打診したところ、その保有する当社普通株式1,566,354株（発行済株式総数に対する割合8.00%）の全部について応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成25年7月31日開催の取締役会において取締役会開催日である平成25年7月31日の前営業日（平成25年7月30日）の当社普通株式の終値3,955円に対して5%のディスカウント率を適用し、本公開買付価格を3,750円（10円未満切捨）と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である3,750円は、本公開買付の実施を決議した取締役会の開催日である平成25年7月31日の前営業日（平成25年7月30日）の東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値3,955円に対するディスカウント率5.2%（小数点以下第二位を四捨五入）、直近1カ月間における当社普通株式の終値平均値3,875円に対するディスカウント率3.2%（小数点以下第二位を四捨五入）、直近3カ月間における当社普通株式の終値平均値3,854円に対するディスカウント率2.7%（小数点以下第二位を四捨五入）となります。

② 算定の経緯

当社は、かねてより、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策として位置づけ、必要な内部留保を保ちつつ、安定的かつ継続的に成果配分を実施することを基本方針と定めております。

また、経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とし、資本効率の向上と株主の皆様への利益還元

を目的として、適宜、自社株式の取得を検討し、取締役会の決議に基づき実施してまいりました。

かかる方針の下、当社の第2位の大株主でありかつ主要株主である東京エンタープライズ（本書提出日現在の保有株式数1,566,354株。発行済株式総数に対する割合8.00%）より、平成25年6月中旬頃、相続対策の一環としてその保有する株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。東京エンタープライズは、当社取締役会長である福田孝太郎氏及びその近親者が議決権の70.26%を直接保有する会社であります。

注）東京エンタープライズは、本書提出日現在、当社の総株主の議決権の数（155,059個）に対して10.10%（小数点以下第三位を四捨五入）の議決権（15,663個）を保有し、当社の主要株主に該当しております。

これを受け、当社としては、一時的にまとまった株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響を考慮し、また、安定的な株主構成の維持の観点から、取引先等の第三者による買い受けの可能性や当社が自己株式として買い受けることについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が東京エンタープライズ保有株式を自己株式として取得することは、①当社の経営の安定性並びに独立性を確保することに繋がるものであり、②当社の1株当たり当期純利益（EPS）や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与するもので、ひいては株主の皆様に対する利益還元に繋がるものと判断いたしました。

また、平成25年3月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現預金）は約242億円であり、本公開買付けの買付資金として約112億円を充当した後も、十分な手元流動性が確保できるため、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財政状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致するものであり、当社の安定的な株主構成の維持に繋がるものと判断いたしました。

なお、自己株式の具体的な取得方法としましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

また、本公開買付け価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を引き続き保有する株主様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記を受け、当社は、平成25年7月下旬に、東京エンタープライズに対して、市場価格に対して一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合における応募の可否を打診したところ、その保有する当社普通株式1,566,354株（発行済株式総数に対する割合8.00%）の全部について応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成25年7月31日開催の取締役会において取締役会開催日である平成25年7月31日の前営業日（平成25年7月30日）の当社普通株式の終値3,955円に対して5%のディスカウント率を適用し、本公開買付け価格を3,750円（10円未満切捨）と決定いたしました。

#### (4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	3,000,000株	—	3,000,000株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数（3,000,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号）

その後の改正を含みます。) 第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 15.32% (小数点以下第三位を四捨五入)

(5) 買付け等に要する資金 11,272,000,000円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金(11,250,000,000円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日 平成25年9月25日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付け代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

① 本公開買付け価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の方の場合、本公開買付け価格が当社の1株当たりの資本金等の額を超過する部分(以下「みなし配当の額」といいます。)については、みなし配当課税の対象となり、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。)として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます(ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません。)。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます(住民税は特別徴収されません。)

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

- ② 本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合  
応募株主等が日本の居住者である個人株主の方の場合、本公開買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります。

(ロ) 法人株主の場合

本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ② 当社は、当社の第2位の大株主でありかつ主要株主である東京エンタープライズから平成25年7月31日付で、当社が保有する当社普通株式1,566,354株(発行済株式総数に対する割合8.00%)の全部を本公開買付けに応募することを内容とする同意書の提出を受けております。
- ③ 当社は、平成25年7月31日付で「平成26年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当社の連結経営成績の概要は、以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、平成25年7月31日付「平成26年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」をご参照下さい。

平成26年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（平成25年4月1日～平成25年6月30日）

（イ）損益の状況（連結）

会計期間	平成26年3月期 第1四半期連結累計期間
売上高	22,395 百万円
売上原価	11,442 百万円
販売費及び一般管理費	8,443 百万円
営業外収益	345 百万円
営業外費用	153 百万円
四半期純利益	1,877 百万円

（ロ）1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成26年3月期 第1四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	121円36銭
1株当たり配当額	—
1株当たり純資産額	5,340円78銭

（ご参考） 平成25年7月31日現在の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く） 15,468,832株

自己株式数（株式給付信託分を含む） 4,119,168株